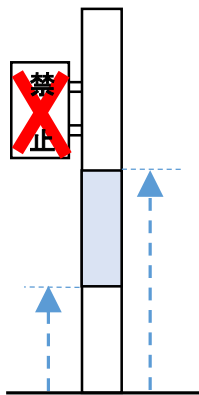


電柱および街灯柱を利用するもの



- 巻付け看板に限る（添か看板は禁止）
- 1柱につき、1件以内
- 信号機が設置されている電柱には、表示できない
- 高さは地上1.2m以上3m以下

設置できないもの



- のぼり旗
- 立看板
- アーチ
- アドバルーン
- 標識柱(道路標識を除く)を利用するもの
- 広告幕

☆この許可基準は平成31年4月1日以降の申請から適用されます。

※社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物として、規制の対象から除外される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

- 例1：地方の年中行事、冠婚葬祭の際に掲出されるもの
- 例2：自己の営業の内容を自己の店舗等の敷地内に表示するもので表示面積の合計が5㎡以下である場合

許可期間の基準・許可申請手数料は、冊子「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」をご覧ください。ホームページ「かながわの屋外広告物」からダウンロードできます。
<http://pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f692/>

○屋外広告物の許可機関（申請窓口）
 神奈川県 平塚土木事務所 許認可指導課
 平塚市西八幡1の3の1 電話 0463-22-2711（代）

○地区指定の範囲や考え方については…
 伊勢原市 都市政策課
 伊勢原市田中348番地 電話 0463-94-4711（代）

○広告景観形成地区制度については…
 神奈川県 都市整備課 景観まちづくりグループ
 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-6209

大山バイパス周辺 広告景観形成地区の指定



大山と大山バイパス周辺
 神奈川県伊勢原市

広告景観形成地区制度とは

個性的な特色ある街並みづくりを進めるうえで、それぞれの街並みに合った屋外広告物の誘導や規制ができる制度です

大山バイパス周辺広告景観形成地区を指定しました

指定の趣旨

伊勢原市の大山地区では、かつての「大山詣り」の賑わいと風情が感じられる観光地づくりが進められており、県も「新たな観光の核」の候補地域として認定するなど、国際観光地「大山」の実現を目指しています。平成28年には、「大山詣り」が、日本遺産に認定されるなど、歴史的な魅力や地域の特性が高く評価されています。

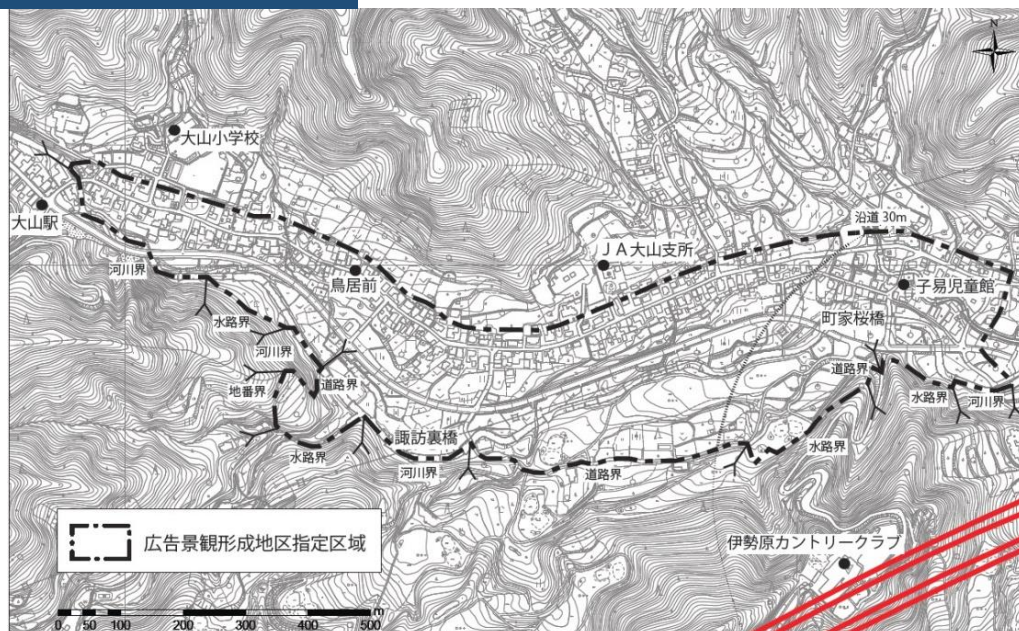
こうした中、大山地区へのアクセス道路として整備を進めている県道611号（大山板戸）「大山バイパス」は、現在、大山側の一部区間が供用され、今後、残りの未供用区間や、新東名高速道路の整備により、利用者の増加が見込まれています。

こうしたことから、大山バイパス及びその周辺における良好な景観の維持、及び来訪者の適切な誘導案内を図るため、地域の特性などを踏まえた屋外広告物の規制・誘導を行うものです。

許可基準のポイント

- ①野立て看板の乱立を防止する
- ②地域の景観を守る
- ③色のコントロールをする

指定区域図



当地区の許可基準

- 広告物の表示面積の合計は、27㎡以内です。
 - 内部照明、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置を禁止します。
 - 一の広告物のうち写真・図面等の部分の表示面積は3分の1以下とします。
 - 写真、図面等及び文字以外の部分の色彩は、マンセル表色系彩度3以下（色相R、YR及びYにあっては彩度6以下）とします。
- ※自動車等の外面を利用するものを除く。

建築物を利用するもの

【屋上広告物】

○禁止



【壁面突出広告物】

○一の建築物の表示面積の合計は、17㎡以内

○壁面の上端を超えないこと
○高さは地上10m以下

○下端は地上3m以上
○出幅は建築物から1.2m以下
○道路上に突出しないこと

【壁面利用広告物】

○1壁面5㎡以内
○4面以下

○高さは地上5m以下
○壁面からはみ出し禁止

【壁面利用の貼り紙等】

○1枚1㎡以内
○同一の物を連続して表示しないこと
○容易に除却できる方法によること

広告塔・広告板

- 次の広告物以外は禁止
 - ・店舗、事務所等へ案内及び誘導をするための広告物であって、当該店舗等との距離が2km以内のもの
 - ・国、公共団体等が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- 表示面積は5㎡以内
- 高さは地上3m以下
- 道路上に突出しないこと

